

[事案 20-73] 障害給付金請求

- ・平成 21 年 3 月 18 日 裁定申立受理
- ・平成 21 年 7 月 28 日 裁定終了

< 事案の概要 >

障害状態が保険会社の査定する状態より重度のものであるとして、より高額障害給付金の支払いを求め申立てがあったもの。

< 申立人の主張 >

平成 19 年に妻が脳梗塞で入院し手術を受けたが、手術時の脳動脈損傷が原因と考えられる障害が残存した。そこで、障害状態が、約款の「給付割合表第 4 級 20 号」の障害に該当するとして、120 万円の障害給付金（災害保険金額 400 万円の 30%相当額）を請求したところ、保険会社は、残存する障害状態は第 4 級 20 号(中枢神経系・精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの)ではなく、同給付割合表の第 6 級 38 号(1 下肢の 3 大関節中の 1 関節の機能に著しい障害を残すもの)の障害に該当（災害保険金額 400 万円の 10%相当額）するとして 40 万円しか支払ってくれない。

下記により、保険会社の決定には納得出来ないため、第 4 級相当の障害給付金(120 万円)を支払って欲しい。

- (1) 保険案内書の給付金割合表には、身体障害の程度と記載されており、加入者は、「各等級の障害の例示として示したものと解釈する。保険会社は限定列挙と主張するが、限定列挙であれば、給付対象となる障害を記載すべきである。
- (2) A 病院 B 医師の作成した診断書（平成 20 年 6 月 17 日付）には、「終身常に日常生活動作が著しく制限される状態である」と記載されている。
- (3) 第 4 級 20 号の「日常生活動作が著しく制限されるもの」とは、備考欄において「食物の摂取、排便・排尿・その他後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のほとんどが自力では困難でそのつど他人の介護を要する状態」という保険会社の解釈説明だが、これは高度障害の項目「常に介護を要するもの」とほとんど同列の状態を指すものであり、他の同級項目と比較して著しく均衡を欠く解釈である。
- (4) パンフレットには、上記備考欄に相当する記載がない。

< 保険会社の主張 >

下記理由等により、第 4 級 20 号にもとづく障害給付金(120 万円)を支払う義務はないので、申立人の請求に応ずることは出来ない。

- (1) 申立人は、申立人の障害状態が第 4 級第 20 号に該当すると言うが、災害保障特約条項の別表の備考において、「終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの」とは、「食物の摂取、排便・食物の摂取、排便・排尿・その後始末および衣服着脱・起居・歩行・入浴のほとんどが自力では困難で、その都度他人の介護を要する状態をいいます。」と定義されているが、申立人の障害状態はこの状態に該当しない。
- (2) 申立人は、本件パンフレットの給付割合表の記載が「身体障害の程度」となっていることを根拠に、給付割合表第 8 号から第 43 号までの各身体障害状態は例示であると主張しているが、災害保障特約条項においては、明らかに限定列挙とされている。また、「程度」の国語的意味からすると、一般人から見て「程度」が直ちに例示を意味するとは言えず、申立人の主張は、申立人独自の見解によるものに過ぎないのではないかと考えられ、本件パンフレットに「身体障害の程度」と記載していることをもって、限定列挙としての取扱いを当社が主張出来なくなるというものではないと考える。

(3)約款・備考欄の「日常生活動作が著しく制限されるもの」の説明文言が本件パンフレットに記載されていないが、災害保障特約条項に規定されている。また、本件保険契約の約款・特約条項は、本件保険契約の契約内容として契約当事者を拘束するものであり、申立人等には冊子が交付されていないものの、保険契約者(所属団体)には交付されている。従って、約款・備考欄の説明文言が本件パンフレットに記載されていないからと言って、約款・備考が本件保険契約の内容でなくなるということにはならない。

< 裁定の概要 >

裁定審査会では、申立人提出の障害診断書等にもとづき審理した結果、申立人の障害内容が給付割合表所定の第4級第20号の障害に該当するとする申立人の主張は認められないので、生命保険相談所規程第44条にもとづき裁定書をもってその理由を明らかにして裁定手続きを終了した。

- (1) A病院B医師作成の「障害診断書」には、「食物の摂取」、「排便・排尿」、「衣服着脱・起居・歩行・入浴」、「精神状態(知能を含む)」の各項目について具体的に記載されており、申立人の障害状態が、給付金割合表第4級20号の障害に該当するとは到底言い難い。
- (2) 給付割合表の各等級該当と記載されている障害状態は限定列举であって例示列举と解することは出来ない。
- (3) 確かに、本件パンフレットには給付割合表の備考欄に相当する記述はないが、パンフレットという性格上(制約上)やむを得ないところであり、契約内容はあくまで保険約款に基づいて定まる。保険契約はいわゆる「附合契約」の典型であって、当事者が具体的に約款の内容を知らなくても約款どおりの内容で契約が成立する。また、給付割合表第4級20号の規定内容にも不合理性は見られない。

< 参考 >

附合契約とは、大量かつ定型的取引において、契約当事者の一方が予め定めた契約条項(普通保険約款)を、相手方が包括的に承認することによって成立する契約のことです。相手方は約款の各条項の内容を具体的に知らなくても約款に拘束されると解されています。